

新たな行政改革大綱



平成 18 年 6 月
大 分 県 杵 築 市

はじめに

平成17年10月1日に新・杵築市は杵築市・山香町・大田村の合併により誕生しました。

杵築市の『新市建設計画』においては、「歴史と文化の薫り高き豊かな感性があふれるまち」を実現するためには、安心・安全な暮らしをささえるまちづくり、感性豊かで活力を生むまちづくり、豊かな自然と文化を大切にするまちづくり、ひとが育ち、輝くまちづくり、利便性の高いまちづくり、市民が主役のまちづくりを基本目標に掲げています。本地域においては、財政力が弱いため、地方交付税への依存度は高く、政府の三位一体改革の動きとも関連して、一段と難しい行財政運営が喫緊の課題です。これからも行政改革を推進し、柔軟さと力強さを併せ持つ体質強化を図り、財政基盤を確固たるものにしていくことが不可欠です。

すでに、平成18年度から職員給与を一律5%、特別職報酬を市長10%、助役・教育長5%のカットと助役が収入役を兼掌しました。また、平成16年4月時点で430名いました一般職員は、平成16、17年度で45名が退職し、平成18年度に4名の職員を採用した結果、現在は389名（病院職員を除く）となっています。このような状況の中、新市としての新たなまちづくり経費や少子高齢化による社会保障費の増加が見込まれています。しかし、杵築市の中期財政見通しは厳しく、このままでは新しいまちづくり施策どころか、現状の市民サービスの維持さえ困難になってきます。そこで、「杵築市行政改革大綱」が必要と考え、学識経験者や民間団体の代表者、公募市民など15名で構成する「杵築市行政改革審議会」に諮問し、平成18年4月27日に「答申」を受けたところです。

この答申を踏まえ、行政改革推進本部において行政改革を推進するための基本事項、具体的な事項を定める「新たな行政改革大綱」を策定しました。

私は、全庁的に職員の意識改革を進めるために、職員行政課題プロジェクトチームを立ち上げるとともに、市民と市議会の理解を得ながら、本大綱を指針として行政改革を確実に成し遂げてまいりたい決意です。

平成18年6月

杵築市行政改革推進本部長
杵築市長 八坂 恭介

目 次

§ 1	行政改革の必要性	1
§ 2	新市が目指す行政運営	5
§ 3	改革の基本方針	6
	市民が主役のまちづくりの推進	
	横断的な組織体制の推進	
	利便性の高いまちづくりの推進	
	効率的な財政運営の推進	
	効果的な行政運営の推進	
§ 4	改革の推進体制	9
§ 5	大綱の計画期間	9
§ 6	大綱の体系図	10
§ 7	行政改革大綱の推進項目	12
	市民が主役のまちづくりの推進	12
	1 市民の参画と協働の推進	
	(1) 市民の参画機会の拡充	
	(2) 市民との協働の推進	
	(3) パブリックコメント（意見提出手続）制度の導入	
	(4) 電子会議室の創設	
	2 市民活動の推進	
	(1) 市民活動への公募型補助制度の創設	
	3 公正で透明性の高い行政運営の推進	
	(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の充実	
	(2) 市民への情報提供の充実	
	横断的な組織体制の推進	13
	1 時代の変化に即応した組織・機構の構築	
	(1) 組織の再編成	
	(2) 庁内分権の推進	
	(3) 組織のフラット化（職位階層の簡素化）の推進	
	2 人事管理の見直し	
	(1) 人事制度の確立	
	(2) 定員管理の適正化	
	(3) 給与の適正化	
	(4) 福利厚生事業の点検・見直し	
	3 職員の意識改革と人材育成	
	利便性の高いまちづくりの推進	14
	1 行政事務の効率化の推進	
	(1) 電子決裁システムの構築	

- (2) 文書管理システムの構築
- (3) 電子入札システムの構築
- (4) 予算編成システムの構築
- (5) 契約管理システムの構築
- (6) 統合型GIS（地理情報システム）の構築
- 2 迅速な行政運営
 - (1) 行政手続のオンライン化の推進
 - (2) オンライン相談窓口の設置
- 3 地域の情報化の推進
 - (1) 情報環境の整備
 - (2) ホームページの一層の充実
 - (3) 地域情報のデータベース化
- 4 情報セキュリティ対策の推進
 - (1) 職員ICカードの導入
 - (2) 情報セキュリティに関する職員育成
- 効率的な財政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 1 財政構造の弾力化
 - (1) 財政指標の改善
 - (2) 歳入の確保
- 2 補助金の適正化
- 3 経費の削減・合理化
 - (1) 扶助費の再構築
 - (2) 契約方法の改善
- 4 歳出全般の抑制
- 5 財政状況の公表
- 6 財源配分型の予算編成
- 効果的な行政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 1 行政マネジメントシステムの確立
 - (1) 行政評価システムの導入
 - (2) 評価結果の公表
- 2 公共の民間開放の推進
 - (1) 民間委託の推進
 - (2) 指定管理者制度の活用
 - (3) PFI（民間活力による社会資本整備手法）の活用
 - (4) 地方独立行政法人制度の活用
- 3 地方公営企業の経営の健全化
- 4 第三セクターの経営の健全化
- 5 公社等外郭団体の経営の健全化
- 6 行政区の再編成

《 資 料 》

行政改革大綱策定に係る経過	20
杵築市行政改革審議会条例・審議会委員名簿	21
補助金使用料部会の報告書	24
人事給与部会の報告書	37
杵築市行政改革推進本部設置要綱	40
杵築市行政改革の推進体制	42

§ 1 行政改革の必要性

低迷する経済情勢の中、歳入の根幹となる市税収入の伸び悩みに加え、急速な少子高齢化に伴う社会保障費が増加するなど、市の財政は、きわめて厳しい状況にあります。市民との協働により総合的見地から住民本位の行政を展開し、地域にふさわしい公共サービスを提供する協働型システムに転換していく必要があります。

1市1町1村の合併により、従来と比べて行政区域が大幅に拡大され、これに伴い市の果たすべき役割が改めて問われています。また、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があります。これからの地方公共団体は、地域の様々な力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、市自らが担う役割を重点化していくことが求められています。

このような状況の中で、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要です。

また、これまで以上に簡素で効果的な行政運営はもとより、中長期的な財政見通しと民間経営の手法を取り入れた抜本的な改革を実行していかなければなりません。

「財政収支の中期見通し」では、行政改革を行わなければ、平成17年度から平成21年度までの5年間で約36億円の収支不足となり、この収支不足を主要基金で賄っていくと、平成21年度には、基金残高が約2千万円に激減するという推計になっています。さらにこれからの地方財政に対する国の方針、各年度の予算編成時の税制改正、地方財政対策等によっては、より厳しい財政状況になることが予想されます。もし仮に、今後歳出削減努力や歳入確保対策を行わなければ、市財政が破綻し、財政再建団体(*1)に転落する可能性もあり、如何なる方策を講じてでも断固として回避しなければなりません。

このような行財政環境下で、新市の将来像である「歴史と文化の薫り高き豊かな感性があふれるまち」の実現に向けて、市民と協働しながら、改革の時代にふさわしい行政システムを確立する指針として「新たな行政改革大綱」を策定します。

(*1) 財政再建団体・・・赤字が大幅に膨らんで自主再建が困難になった自治体に対して、総務省が地方財政再建促進特別措置法に基づき指定する団体で「準用再生再建団体」が正式名称です。市町村においては、標準財政規模に対し20%以上の赤字が指定の目安になります。本市の場合は、約20億円の赤字で財政再建団体に転落します。(新市の標準財政規模 H17～9,572,151千円)

財政再建団体になると、総務大臣が同意した財政再建計画に従って予算を編成し、財政再建に取り組むなど、行財政運営について実質的に国の管理下におかれ、「地域のことは地域で決める」という地域の独自性による自治体の運営が大幅に制限されます。

〔財政収支の中期見通し～平成17年11月策定〕

財政収支の中期見通し試算の説明

平成16年度決算と平成17年度決算見込みをベースに、また、内閣府等の8月仮試算に基づく大分県の示した数値により修正を行うとともに、合併効果・調整項目の増減額を加えて推計を行いました。

今回の推計も、国の三位一体改革による地方交付税削減、税源移譲など、不確定要素が多く、正確な財政推計をすることは大変困難な作業となっております。

したがって、財政推計については、国の動向をふまえ今後随時見直しをかけていく必要があると思われませんが、現時点での平成21年度までの中期見通しを試算しました。

1 試算の基本的項目

(1) 歳入

- ・市 税 市民税は、内閣府等の試算した地方税の伸び率を参考に試算しました。ただし、固定資産税については、独自推計としました。

	18年度	19年度	20年度	21年度
伸び率	2.7%	3.1%	3.8%	4.4%

- ・地方交付税 内閣府等の試算した地方交付税の伸び率を参考に試算しました。

	18年度	19年度	20年度	21年度
伸び率	2.7%	8.8%	3.2%	2.6%

- ・国県支出金 平成16年度の実績及び平成17年度の決算見込みに基づき試算しました。

- ・地方債 臨時財政対策債は、内閣府等の試算した伸び率を参考に試算し、減税補填債については、平成17年度程度としました。また、投資的経費に対する地方債は、1,400,000千円としました。

(千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度
臨時財政対策債	533,200	533,200	533,200	533,200
伸び率	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%

	18年度	19年度	20年度	21年度
減税補填債	33,000	33,000	33,000	33,000

- ・その他 基金繰入金を平成18年度から未計上としました。

(2) 歳出

- ・人件費 平成16年度の人件費をベースに推計し、退職手当は定年退職者数などを見込み試算しました。ただし、職員数については、平成17年4月1日現在の普通会計の人数(337人)を基礎に、退職補充したとして試算しました。

- ・扶助費 過去の伸び率を参考に試算しました。

- ・公債費 すでに借り入れている市債の償還金に、平成17年度以降発行見込みの市債の償還金を加算しました。

・投資的経費 新市・普通会計収支見通しと同額としました。 (千円)

		18年度	19年度	20年度	21年度
歳出	投資的経費	3,001,000	2,801,000	2,601,000	2,601,000
歳入	国県支出金	794,000	794,000	794,000	794,000
	地方債	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
	一般財源	807,000	607,000	407,000	407,000

2 市町村合併による影響

市町村合併による地方交付税の増収分と重複経費の減額・権限委譲分を加算するなど調整を行い、試算しました。

市町村合併による影響額 (千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
影響額	310,253	341,042	419,431	329,031	348,631
累計	310,253	651,295	1,070,726	1,399,757	1,748,388

* 平成17年度から平成21年度までの収支の累計が、1,748,388千円 黒字となります。

3 市町村間の調整による影響

市町村間における調整による影響額を試算しました。

市町村間の調整による影響額 (千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
影響額	1,380	2,022	6,287	8,231	8,231
累計	1,380	642	6,929	15,160	23,391

* 平成17年度から平成21年度までの収支の累計が、23,391千円 黒字となります。

4 収支について

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	市 税	2,854,229	2,804,378	2,777,837	2,852,495	2,935,463	2,899,395
	地方交付税	6,019,111	6,416,776	6,236,744	5,675,544	5,410,769	5,293,223
	国県支出金	3,052,081	4,400,314	2,830,482	2,900,131	2,973,890	3,052,000
	市 債	2,841,400	3,546,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200
	うち臨時財政対策債	694,900	537,500	533,200	533,200	533,200	533,200
	その他	3,552,060	2,486,786	1,876,997	1,876,997	1,876,997	1,876,997
	合 計 A	18,318,881	19,654,454	15,688,260	15,271,367	15,163,319	15,087,815
歳出	義務的経費	7,878,503	7,685,493	7,523,953	7,684,694	7,864,148	8,101,243
	人件費	3,751,267	3,448,521	3,147,512	3,115,413	3,104,140	3,153,112
	扶助費	1,746,556	1,851,468	1,999,244	2,118,674	2,245,150	2,379,088
	公債費	2,380,680	2,385,504	2,377,197	2,450,607	2,514,858	2,569,043
	投資的経費	4,408,190	6,306,902	3,001,000	2,801,000	2,601,000	2,601,000
	その他	5,591,294	6,212,262	5,527,716	5,494,873	5,536,467	5,514,737
	合 計 B	17,877,987	20,204,657	16,052,669	15,980,567	16,001,615	16,216,980
収支 A - B		440,894	550,203	364,409	709,200	838,296	1,129,165
収支不足の累計			550,203	914,612	1,623,812	2,462,108	3,591,273

基金増減額	1,006,152	550,203	364,409	709,200	838,296	1,129,165	
主要基金残高	3,324,380	(H17.10.1) 3,611,613	3,061,410	2,697,001	1,987,801	1,149,505	20,340
財政調整基金	603,165	658,278	603,278				
減債基金	1,696,383	1,856,574	1,757,339				
市有施設整備基金	665,775	665,874	379,674				
地域活力創出基金	351,681	423,485	313,717				
職員退職手当基金	7,376	7,402	7,402				

以上の諸要素を加味して試算した結果、平成17年度から平成21年度までの5年間で約36億円の収支不足となり、この収支不足をそれぞれ基金で対応していくと、平成21年度には基金残高が約2千万円となります。

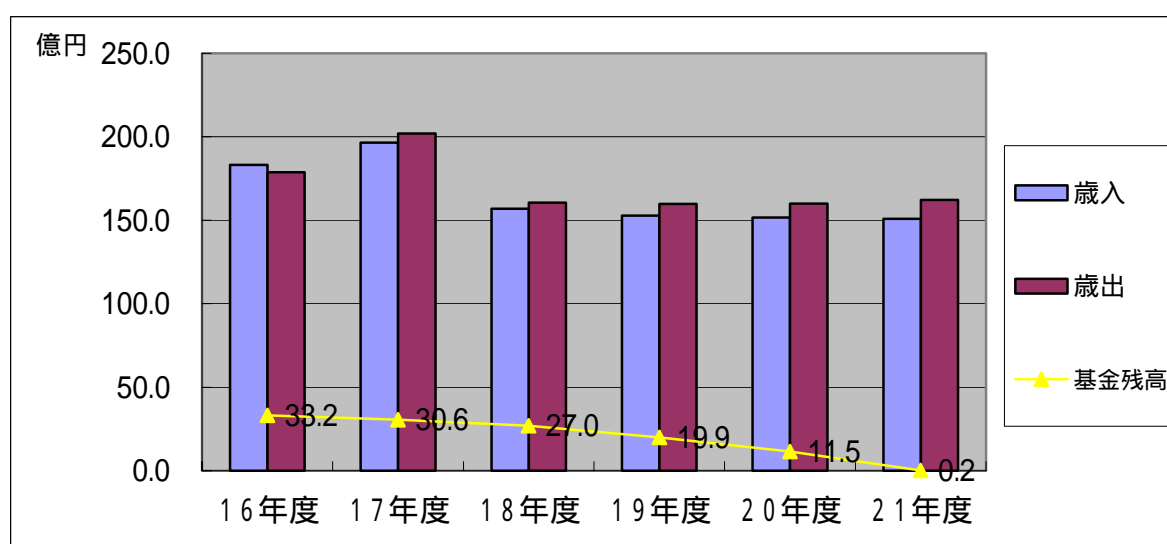
さらに、平成22年度以降には更なる財源不足が予測されます。

(千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収 支	550,203	364,409	709,200	838,296	1,129,165
収支不足の累計	550,203	914,612	1,623,812	2,462,108	3,591,273

基金繰入金	550,203	364,409	709,200	838,296	1,129,165
主要基金残高	3,061,410	2,697,001	1,987,801	1,149,505	20,340

* H17.10.1現在主要基金残高 3,611,613 千円



4 今後の対応について

今後地方財政に対する国の方針、各年度の予算編成時の税制改革、地方財政対策等によっては、より厳しい「財政収支の中期見通し」になることが予想されます。もし仮に、今後歳出削減努力や歳入確保対策を行わなければ、市財政が破綻し、財政再建団体に転落する可能性もあり、如何なる方策を講じてでも断固として回避しなければなりません。

このような行財政環境下で、新市の将来像「歴史と文化の薫り高き豊かな感性があふれるまち」の実現に向けて、市民と協働しながら、改革の時代にふさわしい行政システムを確立する指針として「新たな行政改革大綱」を策定します。

さらに、実施計画である「集中改革プラン」を策定し、平成18年度から平成21年度までの4年間で約30億円の財源を確保するよう行政改革を推進し、健全な財政運営に努めていきます。

§ 2 新市が目指す行政運営

新杵築市は、今後も予想される厳しい社会経済環境を乗り越え、地方分権の時代にふさわしい自立した自治体として、最小の経費で市民が真に望む良質で充実したサービスを常に提供することが求められています。

様々な形で市民の声を聞き市政に反映するためには、行政主導の行政運営から、市民と行政が対等の立場で協力しあう協働による行政運営の実現が不可欠となります。

それには、市民との信頼関係を築くことはもとより、公正で透明性の高い行政運営と市民との情報の共有化を推進しなければなりません。そして、これまで主に行政により提供されてきた公共サービスについて、その提供主体となりうる意欲と能力を備え、かつ、先進性、開拓性、創造性に富んだ多様な主体（住民団体、NPO、企業等）が台頭し始めており、このような多元的な主体により担われる「新しい公共空間」をいかに豊かなものにしていくかが重要です。

また、効率的で効果的な市政運営を行うためには、「官でやるべきこと」と「民間でやるべきこと」を明確にして、財政構造を改革し、仕事の流れを変え、人と組織を変える必要があります。そして、市自らが率先して新たな仕組みづくりに取り組み、効率化を徹底し、PDCAサイクルに基づく不断の点検を行うことにより、「小さくて効率的な行政」への道筋を確かなものとしします。

§ 3 改革の基本方針

市民が主役のまちづくりの推進

地方分権の時代においては、本市が自らの自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていかねばなりません。

しかし、社会経済情勢の変化にともなう市民の意識の変化やニーズの多様化・高度化に効果的に対応するため、地方行政には、行政主導型から市民参画型に移行し、地域行政、地域づくりに自ら参画し、市民と行政がそれぞれの特性を活かし補完し合い、社会的問題を解決するという行政システムの構築が求められています。

こうしたことも踏まえ、市民あるいは地域の視点に立った施策を市民との協働によって展開するとともに、公正で透明性の高い行政運営を推進します。また、個人情報保護に十分留意しつつ、求められて情報を開示するという受動的な形から、行政自らが主体的・積極的に情報を発信するという形へと移行し、十分な説明責任の履行のもとに、市民との情報の共有化に努めながら市民が主役のまちづくりを推進します。

横断的な組織体制の推進

企画立案された政策、施策を着実に実行し、結果として質の高い行政サービスを提供していくには、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織・機構を絶えず見直していかなくてはなりません。

1市1町1村の合併により、分庁方式・総合支所方式を採用し、課長制から部長制に移行しましたが、今後必要に応じ組織を簡素で効率的な、そして、市民にわかりやすく、利用しやすいものに改編していきます。また、限られた人員で市民ニーズを的確に反映したサービスを提供し、様々な課題に対して遅れることなく対応できるような迅速、かつ横断的な体制の構築を進めていく必要があります。そのために、人事権・予算権限の一部を管理部門から市民に近い事業部門に権限移譲していく庁内分権などの抜本的な組織改革と組織のフラット化（職位階層の簡素化）を推進します。

人的な改革にあっては、何よりもこれまでの人事制度を見直し、能力と実績を重視した新たな人事・給与制度の転換が必要となります。そのために、職員研修制度や勤務評定制の充実を図り、資質の向上等人材育成を進めていくものとします。また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、定員管理の適正化や職員手当の総点検をはじめとする給与の適正化を強力に推進し、市民にわかりやすい形で公表します。

利便性の高いまちづくりの推進

1市1町1村の合併により、従来と比べて行政区域が大幅に拡大されました。そのため、今後特に地域内外の人やもの、情報の交流を円滑にしたり、地域内における生活支援機能を一定水準に整えるなど、地域における日常生活の利便性を確保し、快適でにぎわいのある都市空間づくりを進めることが求められます。

したがって、市民と直接接する窓口サービスの改善を積極的に進めるとともに、行政のICT（情報通信技術）化によって、業務の省力化・効率化はもとより、行政サービスが飛躍的に向上していくことを念頭に置き、行政と市民との間のネットワークを整備して、情報端末やインターネットから、公共施設の利用申請や様々な行政情報を検索できるよう市民サービスの向上に努めます。さらに、CATVを活用した新しい行政サービスの提供や地域の活性化を推進します。

また、これまで以上に個人情報保護のための万全なセキュリティ対策を講じるとともに、行政からの一方通行ではなく、ICT（情報通信技術）の双方向性を活かしながら、行政の効率化、市民の利便性の向上そして市民に開かれた行政の実現を図るため、情報政策的な視点に立った利便性の高いまちづくりを推進します。

効率的な財政運営の推進

本市の財政の課題は、市税を中心とした歳入の増加が見込めないなかで、限られた財源を多様な市民ニーズへの対応に迅速、かつ、的確に配分しながら、市民の暮らしを将来にわたって支え続ける財政力を蓄えていくことです。

そのために、経常収支比率・公債費負担比率などの重要な財政指標の動向に着目しながら、聖域を設けることなく人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の抑制に努めます。特に、補助金の見直し、扶助費の再構築、契約方法の改善などの改革を行い、事務事業の統廃合などにより歳出全般の抑制に努めるとともに、財源配分型の予算編成システムを構築します。また、的確な歳入を確保するためには、市税等の収納率の向上と使用料及び手数料の受益者負担の適正化に努めます。

こうした取組みを市民に理解してもらうには、市の財政状況・資産・負債・資本及び行政コストを正確に、市民にわかりやすい形で、公表しなければなりません。

よりよいサービスをより効果的に市民に提供するため、生活者の目線と感覚、成果重視の観点に基づき、コスト意識に根ざした行政を経営するという視点で、効率的な行政経営システムを推進します。

効果的な行政運営の推進

事業の目的達成度・成果重視の観点から、有効性を高める方策、すなわち同じコストであるならば、より成果を高める方法を見だし、限られた財源を最大限に有効活用するため、事業の優先順位を付け、選択していく必要があります。そのための手法として、「行政評価システム」を導入し、政策・施策・事務事業各々において、「プラン（計画）- ドウ（実施）- チェック（評価）- アクション（改善）」（P D C A）の改革サイクルの定着を進め、効果的な行政運営と市民サービスの向上を目指します。

また、仕事の量や質の変化に対して、迅速で、きめ細やかな行政サービスを提供するために、コスト意識など経営感覚を持って、民間の活力やノウハウを積極的に活用する民間委託の推進や指定管理者制度の活用などを推進していく必要があります。

さらに、「市民と行政の役割分担」について、そもそも「行政は何をすべきか」という観点から、考え直す必要があります。

こうしたことをはじめとして、スピーディで、的確に市民サービスが提供でき、様々な問題の進展に対して遅れをとらずに対応できるような業務運営の視点に立った改革を推進します。

§ 4 改革の推進体制

行政改革大綱に基づき、取組項目を集成した実施計画である「集中改革プラン」を策定し、計画的に行政改革の推進を図っていきます。

「集中改革プラン」には、各改革項目の所管課はもとより、実施年度や可能な限り数値目標を設定します。

また、行政改革を着実に推進するために、庁内組織である「行政改革推進本部」において推進管理を行っていきます。

さらに、行政改革の進捗状況は、市民代表等からなる「行政改革推進委員会」に適時報告し、多面的な観点から意見を求めるとともに、市報等により市民に公表していくこととします。

§ 5 大綱の計画期間

行政改革大綱の計画期間は、平成18年度から平成21年度までの4カ年とします。

§ 6 大綱の体系図

市民が主役のまちづくりの推進

- 1 市民の参画と協働の推進
 - (1) 市民の参画機会の拡充
 - (2) 市民との協働の推進
 - (3) パブリックコメント（意見提出手続）制度の導入
 - (4) 電子会議室の創設
- 2 市民活動の推進
 - (1) 市民活動への公募型補助制度の創設
- 3 公正で透明性の高い行政運営の推進
 - (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の充実
 - (2) 市民への情報提供の充実

横断的な組織体制の推進

- 1 時代の変化に即応した組織・機構の構築
 - (1) 組織の再編成
 - (2) 庁内分権の推進
 - (3) 組織のフラット化の推進
- 2 人事管理の見直し
 - (1) 人事制度の確立
 - (2) 定員管理の適正化
 - (3) 給与の適正化
 - (4) 福利厚生事業の点検・見直し
- 3 職員の意識改革と人材育成

利便性の高いまちづくりの推進

- 1 行政事務の効率化の推進
 - (1) 電子決裁システムの構築
 - (2) 文書管理システムの構築
 - (3) 電子入札システムの構築
 - (4) 予算編成システムの構築
 - (5) 契約管理システムの構築
 - (6) 統合型GIS（地理情報システム）の構築
- 2 迅速な行政運営
 - (1) 行政手続のオンライン化の推進
 - (2) オンライン相談窓口の設置
- 3 地域の情報化の推進
 - (1) 情報環境の整備
 - (2) ホームページの一層の充実
 - (3) 地域情報のデータベース化
- 4 情報セキュリティ対策の推進
 - (1) 職員ICカードの導入
 - (2) 情報セキュリティに関する職員育成

効率的な財政運営の推進

- 1 財政構造の弾力化
 - (1) 財政指標の改善
 - (2) 歳入の確保
- 2 補助金の適正化
- 3 経費の削減・合理化
 - (1) 扶助費の再構築
 - (2) 契約方法の改善
- 4 歳出全般の抑制
- 5 財政状況の公表
- 6 財源配分型の予算編成

効果的な行政運営の推進

- 1 行政マネジメントシステムの確立
 - (1) 行政評価システムの導入
 - (2) 評価結果の公表
- 2 公共の民間開放の推進
 - (1) 民間委託の推進
 - (2) 指定管理者制度の活用
 - (3) P F I の活用
 - (4) 地方独立行政法人制度の活用
- 3 地方公営企業の経営の健全化
- 4 第三セクターの経営の健全化
- 5 公社等外郭団体の経営の健全化
- 6 行政区の再編成

§ 7 行政改革大綱の推進項目

市民が主役のまちづくりの推進

1 市民の参画と協働の推進

(1) 市民の参画機会の拡充

行政の様々な施策の企画立案時の審議会等への幅広い市民の参加など、様々な機会を通じて、より多くの「市民の声」を政策形成過程に活かすよう、市民が施策・事業の実施に積極的に参加できる環境づくりに努めます。

(2) 市民との協働の推進

市民ニーズの多様化に対応し、より多くの市民が満足する行政サービスを効率的・効果的に提供していくためには、市民と行政が協力しあい、相互に補完的な関係を築き、それぞれの役割分担を明らかにし、様々な施策を推進していく必要があります。

さらに、ボランティアやNPO(*2)も含め、市民活動団体の育成・支援に努め、協働のための仕組みを創設します。

(*2) NPO (Non-Profit Organization)・・・政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

(3) パブリックコメント（意見提出手続）制度の導入

市の政策案などを策定の段階で事前に明らかにし、市民に説明する機会を設け、その案に対する様々な意見を提出してもらい、市民の多様な意見を市政に反映させていくことを目的としたパブリックコメント制度の導入を図ります。

(4) 電子会議室の創設

市民と行政が協働してまちづくりを進めるために、いつでも、どこでも意見の交換や情報交換ができるよう電子上にコミュニティ広場を開設します。

2 市民活動の推進

(1) 市民活動への公募型補助制度の創設

公共性、公益性の高い市民活動を行っている団体の事業に対する、公開によるプレゼンテーション、第三者機関による評価等の仕組みを組み込んだ公募型補助制度を創設します。

3 公正で透明性の高い行政運営の推進

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の充実

情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、国の個人情報保護に対応して、個人情報保護制度の充実を図るなど、プライバシーの保護に最善の配慮をしながら、情報の積極的な公開に努めます。

(2) 市民への情報提供の充実

開かれた行政の実現と市民から信頼される市政の実現のためには、市

民に対する説明責任を果たすことが何よりも重要であることから、市政の情報は全て市民との共有の財産であると基本的に認識し、市自らが積極的な情報提供に努めます。また、出前講座などの積極的な活用により、行政の考え方を市民に直接説明する機会を設けます。

横断的な組織体制の推進

1 時代の変化に即応した組織・機構の構築

(1) 組織の再編成

急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中、自治体自らの権限と責任のもと、住民本位の質の高い行政サービスを提供するために、組織を簡素で効率的な、そして、市民にわかりやすく、利用しやすいものに改編していく必要があります。また、各部の政策立案機能を高め、様々な課題に対して遅れることなく対応できるような迅速、かつ横断的な組織体制の構築を図ります。そのためには、合併協議会での確認事項である「分庁舎・総合支所方式」を住民サービスの低下をもたらさないよう配慮しつつ、早期に「本庁支所方式」に変更することが求められます。

(2) 庁内分権の推進

施策の効率的かつ効果的な推進と、柔軟で迅速な運用を行うために、人事権・予算権限の一部を管理部門から市民に近い事業部門に権限移譲していく庁内分権などの抜本的な組織改革を推進します。

(3) 組織のフラット化（職位階層の簡素化）の推進

中間職制の廃止による事務処理・意志決定の迅速化、責任の明確化、さらに職員の主体性の発揮や弾力的な組織運営を行うため、組織のフラット化を推進します。

2 人事管理の見直し

(1) 人事制度の確立

職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境の実現のため、これまでの年功序列型の人事制度から、能力や業績評価に基づいた公正で明確な人事評価システムによる新たな人事制度へ転換します。

(2) 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら定員管理の適正化に取り組みます。

とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、臨時職員・非常勤嘱託職員・再任用職員の活用、地域協働の取組などを通じて、定員適正化計画に基づいた定員削減を図ります。

(3) 給与の適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。また、今後の公務員制度改革の動きに注視し、本市においても、職員の士気の高揚を図り、ひいては、職務能率を向上させていくため、従来 of 年功序列型給与体系から能力や業績をより重視する給与体系へ、国・県・他市・民間との均衡に配慮し、必要な見直しを行います。

(4) 福利厚生事業の点検・見直し

職員に対する福利厚生事業については、市民の理解が得られるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表します。

3 職員の意識改革と人材育成

行政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、市民の期待と要望に応えていこうとする職場風土を醸成していくことが重要です。

地方分権が進展し、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行政運営が求められており、職員一人ひとりが政策形成能力をより一層磨き、時代の要請に対応し、自覚と責任を持って施策を遂行しなければなりません。

そこで、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するために、「人材育成基本方針」を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努め、市民本位の行政サービスを行えるよう職員の意識改革を図ります。

利便性の高いまちづくりの推進

1 行政事務の効率化の推進

(1) 電子決裁システムの構築

文書の電子化を促進し、意志決定の迅速化とペーパーレス化を進めるため、電子決裁システムを構築します。

(2) 文書管理システムの構築

事務処理に関する広範囲な文書情報を一元的に管理し、情報の共有化を進めるため、文書管理システムを構築します。

(3) 電子入札システムの構築

透明性、客観性、競争性の一層の向上を図るとともに、事務の効率化と経費の削減を進めるため、電子入札システムを構築します。

(4) 予算編成システムの構築

財源配分の予算編成の実現に向け、予算要求・査定・財源充当・統計処理等の新予算編成システムを構築します。

(5) 契約管理システムの構築

事務の効率化を進めるため、債権者管理、選定、入札、契約、検査、物品調達、委託管理等の契約管理システムを構築します。

(6) 統合型GIS（地理情報システム）の構築

複数の部が利用するデータ（例えば道路、街区、建物、河川など）を各部が共用できる形で整理し、利用していく庁内横断的な統合型GISを構築し、情報の共有化を進めます。

2 迅速な行政運営

(1) 行政手続のオンライン化の推進

受付窓口に出向くための時間・費用の負担軽減等による市民の利便性の向上と事務処理の迅速化・効率化のため、申請、届出等の各種行政手続きをインターネット等を利用して行う電子申請から内部の電子決裁への円滑な処理システムを構築します。

(2) オンライン相談窓口の設置

市町村合併により、行政区画が大幅に拡大されたため、市政・教育・育児相談などについて、何処にいても事務担当者と相談できるテレビ電話を利用するオンライン相談窓口を設置します。

3 地域の情報化の推進

(1) 情報環境の整備

CATV受信エリアを旧山香町・旧大田村まで拡大し、情報の地域間格差と難視聴地域の解消を図るとともに、市民の情報発信の場である自主放送を更に充実します。

(2) ホームページの一層の充実

行政情報のリアルタイム化と内容の充実を図るため、見やすく使いやすい、利用者のニーズにあった分類整理と情報掲載を行い、高齢者・障害者の方にも使いやすいよう配慮した「ホームページ作成指針」を作成します。

(3) 地域情報のデータベース化

新杵築市は、歴史的な文化財が数多く点在し、他都市に誇る伝統芸能・文化財が継承されています。地域の人材を生かした学習会を開催したり、地域や家庭と密着した郷土教育を推進するため、地域資源のデータベース化を推進します。

4 情報セキュリティ対策の推進

(1) 職員ICカードの導入

職員証兼行政情報アクセスカードとして全職員にICカードを配布し、そのICカードが読み取り可能な場合のみ行政運営システムが稼働するセキュリティ対策を講じます。

(2) 情報セキュリティに関する職員育成

市民の個人情報などを数多く扱うため、全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を定期的実施します。

1 財政構造の弾力化

(1) 財政指標の改善

人件費・公債費等義務的経費を削減し、経常収支比率(*3)を抑制するとともに、将来の世代にさらなる負担を強いることのない財政運営を行う観点から、平成 18 年度以降のプライマリーバランス(*4)の黒字を維持することはもとより、極力、市債残高を累増させない市債発行のルール化によって、公債費負担比率(*5)を抑制します。

(*3) 経常収支比率・・・人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。

(*4) プライマリーバランス・・・市債(市の借金)の元利償還金を除く歳出(現在の行政サービスに必要な歳出)が、市債を除いた市税収入などの歳入でまかなえているかを示す財政収支のことです。プライマリーバランスが黒字であれば、徐々に、市の借金を実質的に減少させることができます。

(*5) 公債費負担比率・・・公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する比率で、この比率が高いほど、財政運営の硬直性が高まっていることとなります。

(2) 歳入の確保

市税や料金収入などの確保にあたっては課税客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は納税者と滞納者の間に不公平感を生じさせるうえに納税意欲を後退させることになるので、税負担の公平性の観点から納税の履行と滞納整理等の着実な実施により、収納率の向上を図ります。

また、使用料及び手数料の受益者負担の適正化に努めます。

2 補助金の適正化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を図ります。併せて必要性の高いものに重点化していくことや交付期間の終期の設定を行うなどの見直しにより、補助金の総額の抑制に努めます。また、補助金の公益性、公平性、透明性を確保するため、「補助金交付基準」を策定し、その内容について広報に努めます。

3 経費の削減・合理化

(1) 扶助費の再構築

福祉サービスの見直しについては、公平性に留意し、「真にサービスを必要としている人に必要なだけ給付する」という基本的な考えのもと、所得水準などについて検証し、適正な対象者を見極めたり、給付額の多寡など総合的な見地から見直しを行います。また、福祉サービスの提供について、給付型から自立支援型の転換により扶助費の抑制を図ります。

(2) 契約方法の改善

情報化の進展などに伴い、いつでも、だれでも、どこからでも入札に参加できる環境が整い、競争性や透明性の向上、受注機会の拡大、建設コストの縮減、事務の簡素合理化などが図られることから、電子入札の導入、電子納品の活用、一般競争入札の導入などの契約方法の改善を行います。

4 歳出全般の抑制

各種事務事業について、行政としての関与の必要性、市民サービスの公平性の確保、費用対効果等の面から抜本的に見直し、今後は、スクラップ・アンド・ビルド(*6)を前提として、事務事業の統廃合を進めます。

(*6) スクラップ・アンド・ビルド・・・組織・事業の肥大化を防ぐため、部・課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないとを前提とした基本原則です。また、限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けることです。

5 財政状況の公表

市民にわかりやすく財政情報を提供するため、バランスシート(*7)・行政コスト計算書(*8)をホームページ等で公表して、市の資産、負債、資本及び行政コストを理解してもらいます。

(*7) バランスシート(貸借対照表)・・・一定時点(年度末)における財政状態を明らかにするもので、これまでの行政活動によって形成された建物や土地などの資産と、資産の形成に要した資金の源泉を示しています。

(*8) 行政コスト計算書・・・一定期間(1年度間)における資産形成以外の行政サービスの提供に要した費用とその財源の対応を示しています。それぞれを現金の収支ではなく、その期間の経済的価値の増加・減少について測定する発生主義を特徴としていることから、減価償却費や退職給与引当金繰入金などが費用として計上されます。

6 財源配分型の予算編成

限られた予算の中で、地方分権の時代にふさわしい効率的、効果的な施策や事業を展開するために、各部内に予算編成担当を設置し、配分された財源の範囲内で自主的に事業を決定し、予算を編成するシステムを構築します。

効果的な行政運営の推進

1 行政マネジメントシステムの確立

(1) 行政評価システムの導入

新総合計画・基本計画に基づき実施計画を策定し、実施計画の進行管理に行政評価システムを導入します。施策や事業の成果などを検証・評価し次の改革に結びつける行政評価システムの構築を進めるために、当面、事業を効率性や有効性(成果重視)などの観点から検証し、次の改革改善につなげていく、「事務事業評価」の仕組みを全庁的に定着させて

いきます。さらに、事前評価や施策評価などの研究・導入を進め、総合的な評価システムの構築を推進します。

(2) 評価結果の公表

市民への説明責任の確保の観点から、評価結果については、内部評価にとどめることなく、ホームページ等により公表します。

2 公共の民間開放の推進

(1) 民間委託の推進

行政需要・市民ニーズが多様化している今日、質の高い行政サービスを提供するために、行政が受け持っている事務事業のうち、行政としての役割を終えたものについては廃止を進めるとともに、民間と競合しているもの、民間が一部参入しているもの、民間の肩代わりが可能と考えられるものについて検討し、サービスの質を維持するなかで委託化や民営化が可能なものについては、民間活力の積極的な導入を図ります。

(2) 指定管理者制度の活用

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を現在直営で管理しているものを含め検討します。

(3) P F I (*9) (民間活力による社会資本整備手法) の活用

公共施設などの設計、建設、維持、運営などについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的で質の高い公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、P F I の導入を検討します。

(*9) P F I (Private Finance Initiative)・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間資本や経営ノウハウを導入して、より質の高い公共サービスの提供を目指す手法です。平成 11 年に PFI 推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が制定されました。

(4) 地方独立行政法人(*10)制度の活用

地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討し、その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、市自ら実施するよりも地方独立行政法人を設置して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討します。

(*10) 地方独立行政法人・・・住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人

3 地方公営企業の経営の健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共の福祉と独立採算性の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保に努めるとともに、事務事業の簡素・効率化、委託化、情報化の推進などによる経費の節減合理化を図り、経営の健全化に努めます。また、公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討し、あるいは、地方公営企業として事業を継続する場合であっても、経営診断を行い、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進します。

4 第三セクターの経営の健全化

第三セクターの活用にあたっては、指定管理者制度の導入等、他の手法で行う場合との比較も行いつつ、当該第三セクターの意義、費用対効果、収支の見通し、関与のあり方等について絶えず検証するとともに、第三セクター方式のメリットが十分に発揮されるよう、民間の資本や人材の参画を促進する等その経営ノウハウを積極的に活用します。また、点検評価の結果を踏まえつつ、必要に応じて、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化等を行います。

5 公社等外郭団体の経営の健全化

公社等外郭団体については、経済環境の変化などを念頭に置き、独立した団体としての自立性を高め、質の高いサービスを提供することが求められています。そのため業務内容、活動実績、運営状況などの現状を把握し、設立目的に照らしながら、業務の効率化など改善を必要とする観点から将来のあり方について検討し、実情に応じ整理・統合などを行います。また、運営にあたっては、自助努力による経営の独立性を基本とし、長期的視野に立って、職員の適正配置、組織・機構の簡素・合理化、情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図ります。

6 行政区の再編成

現行の行政区は、昭和30年代の「昭和の大合併」以来の慣習として現在に至っていますが、「平成の大合併」をなし終えた現在、現行の行政区のあり方を再考する必要があります。その際、歴史的背景等に考慮しながら「新杵築市」としての世帯数及び地理的条件を勘案した行政区の「設置基準」を策定し、行政区の再編成を行い、行政事務の円滑な運営を推進します。



資料

行政改革大綱策定に係る経過

杵築市行政改革審議会条例・審議会委員名簿

補助金使用料部会の報告書

人事給与部会の報告書

杵築市行政改革推進本部設置要綱

杵築市行政改革の推進体制

行政改革大綱策定に係る経過

日 時	事 項	内 容
平成17年10月1日	総合政策課行政改革推進室を設置	
平成17年11月17日	杵築市行政改革審議会条例制定	
平成17年11月22日	杵築市行政改革推進本部設置要綱制定	
平成17年11月25日	「行政改革推進本部」を設置 (第1回行政改革推進本部)	1. 行政改革の推進体制と取組みについて 2. 行政改革大綱について 3. 杵築市の財政収支の見通しについて 4. 補助金交付基準について 5. 使用料の見直し基準について
平成17年12月14日	第2回行政改革推進本部	1. 行政改革大綱について 2. 公の施設の管理について 3. 事務事業改善について 4. 集中改革プランの策定について 5. 組織・機構の再編について
平成18年1月5日	第3回行政改革推進本部	1. 公の施設の管理について 2. 杵築市行政改革審議会委員の選出について
平成18年1月24日	「行政改革審議会」を設置 (第1回行政改革審議会)	1. 会長及び副会長の互選について 2. 今後の審議会の進め方について 3. 杵築市の財政状況について 4. 杵築市の行政改革の取組みについて (諮 問) 5. 新たな行政改革について
平成18年2月9日	第4回行政改革推進本部	1. 公の施設の管理について 2. 組織・機構の再編について
平成18年2月15日	第2回行政改革審議会	1. 諮問事項の検討について 2. 集中改革プランについて 3. 組織・機構の改革について 4. 専門部会の設置について
平成18年2月21日	第1回人事給与部会	1. 部会長の互選について 2. 給与制度の概要について 3. 定員管理の適正化について
平成18年2月21日	第1回補助金使用料部会	1. 部会長の互選について 2. 補助金評価の流れについて 3. 補助金交付基準について 4. 使用料の見直しについて 5. 使用料の見直し基準について
平成18年3月1日	第3回行政改革審議会	1. 諮問事項の検討について
平成18年3月7日	第2回人事給与部会	1. 組織のフラット化について
平成18年3月7日	第2回補助金使用料部会	1. 補助金評価の流れについて 2. 補助金交付基準について 3. 使用料の見直し基準について
平成18年3月24日	第4回行政改革審議会	1. 補助金使用料部会からの報告 2. 人事給与部会からの報告 3. 新たな行政改革大綱の答申(案)の調整
平成18年3月27日	第3回人事給与部会	1. 特別養護老人ホーム「瑞雲荘」の民営化について
平成18年3月27日	第5回行政改革審議会	1. 人事給与部会からの報告 2. 新たな行政改革大綱の答申(案)の調整
平成18年4月1日	総合政策課行政改革推進室から行政改革推進係に組織変更	
平成18年4月17日	第5回行政改革推進本部	1. 行政改革大綱策定の策定について 2. 集中改革プランの策定について
平成18年4月27日	第6回行政改革審議会	1. (答申)新たな行政改革大綱策定について

杵築市行政改革審議会条例

平成 17 年 11 月 17 日

条例第 241 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化や多様化する行政需要に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に必要な改革の推進に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、杵築市行政改革審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する事項を審議し答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、1 回に限り再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、調査研究の過程及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第 8 条 審議会の事務は、市長が定める職員が行う。

(委任)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例 (平成 1 7 年杵築市条例第 3 6 号) の一部を次のように改正する。

別表 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

行政改革審議会委員	学識経験者委員	日額	20,000円
	委員	日額	4,500円

杵築市行政改革審議会委員名簿

会長 奥田憲昭 副会長 元島三男

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職 ・ 職 業
いとはら さちこ 系原幸子	公募委員
おがさわら こういち 小笠原光一	杵築市まちピカ運動推進委員会事務局長
おがわ ひでとし 小川英利	杵築市区長連合会長
おぎもと ひろあき 荻本宏昭	税理士
おくだ のりあき 奥田憲昭	大分大学大学院福祉社会科学部研究科 大分大学経済学部地域システム学科 教授
おの あきこ 小野昭子	山香町女性団体協議会長
かい かつみ 甲斐勝美	杵築市民生委員・児童委員協議会長
ちょうき ひでとし 長木英俊	大分銀行杵築支店長
てしま しょうこ 手嶋昭子	公募委員
はまの しげお 浜野重雄	大分キャノンマテリアル(株)総務部長
ふじもと じろう 藤本治郎	公募委員
みうら こうじ 三浦浩二	杵築市職員労働組合執行委員長
もとじま みつお 元島三男	杵築市商工会会長
もろとみ まさのり 諸富正徳	元杵築青年会議所理事長
よしだ けいすけ 吉田圭介	山香町農業協同組合長

平成 18 年 3 月 24 日

杵築市行政改革審議会
会 長 奥 田 憲 昭 殿

「杵築市における補助金及び使用料の見直し」について審議しましたので、その結果を次のとおり報告します。

杵築市行政改革審議会補助金使用料部会

部会長	甲 斐 勝 美
委 員	糸 原 幸 子
〃	小笠原 光 一
〃	小 川 英 利
〃	荻 本 宏 昭
〃	小 野 昭 子
〃	諸 富 正 徳

・補助金の見直しについて

1．補助金制度における現状と課題

本市は、杵築市・山香町・大田村との合併を経て、新「杵築市」としてスタートした。新市として、厳しい社会経済環境を乗り越え、地方分権の時代にふさわしい自立した自治体として、最小の経費で市民が真に望む良質で充実したサービスを常に提供することが求められている。しかしながら、3市町村の合併ということで、多くの課題・調整事項が残っている。特に補助金に関しては、現在交付されている数の多さと内容の多様さ、あるいは合併による類似団体への補助金交付と課題が山積している。

平成17年度当初予算段階で整理したところ、件数で266件、補助金総額で969,160千円となっている。その内容も団体の活動を支援するもの、各施策を推進するために奨励的に交付されるもの、市民の経済的負担を軽減する目的のもの、福祉や教育などの水準を高めるために支援するものなど、分類すればきりがないほど多種多様な内容である。

また、補助金交付対象も市民個人を対象とするものから地域の団体に対するもの、保育所や学校などの公的団体に対するものなど様々である。さらには、市が単独で独自に交付しているものや、国・県の補助金制度に基づいて市が交付するものもある。地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定しており、これが市の補助金を交付する基本的な根拠となっている。

これまで、その時々々の社会情勢に応じて「公益上必要である」との判断から、それぞれの補助金が創設されてきたが、その判断にあたって明確な基準がなく、一旦、創設された補助金は廃止することが難しく、交付を受けている団体等からすれば、補助金を交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちである。

以上のことから現行の補助金制度では、次のような課題が考えられる。

(1) 補助金交付基準の明確化の必要性

補助金といっても多種多様な性格のものがあり、また、交付要綱がないなどの支出の根拠が明確でないものがある。さらに市民から見て、その体系や交付の考え方などが非常にわかりにくいものとなっている。そこで、市民にもわかりやすく補助金を分類・整理し、統一された補助金の交付基準を設けることが必要である。

(2) 補助金の既得権化への懸念

「公益上必要である」という判断のもとに各補助金が創設されていることから、一度交付した補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続し、既得権化の傾向にある。特に人件費を補助対象とする補助金の中には見直さ

れることもなく継続しているものがあり問題である。

その時々々の公益上の必要性から各補助金が創設されてきたことは理解できるが、昨今の急激な社会経済情勢の変化の中、はたして、これほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについて疑問を抱かざるを得ない。そこで、その必要性について定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(3) 終期設定の必要性

交付を受けている団体からすれば、継続して補助金が交付されるほど、あらかじめ補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動の展開をする傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまう。このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主・自立した多様な活動の創出を妨げることになる恐れがある。従って、団体等に対する補助金については、終期を設定し、継続して補助金を交付する場合には見直しを行う仕組みの導入が必要である。

(4) 交付の効果と検証

補助金は、行政目的をもって交付されるのであるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的が、どこまで・どのように達成されたのかなどについての効果の検証が十分に実施できるようになっていない。補助金が市民の税金によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。従って、補助金評価システムなどを導入することにより、その効果を検証するとともに、その効果を公表する必要がある。

(5) 新たな補助金制度の創設の必要性

長期にわたり存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。市民のニーズが多様化し、新しいニーズが次々に生まれてくる中では、地域における市民活動への助成要望が増えつつあり、補助金の交付を受ける機会をより平等に開かれたものにする必要がある。そのためには、これら市民活動団体やボランティア団体の活動への助成は、市民と行政との協働を推進するうえで支援を行うべきであり、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように開かれた補助金制度を構築していく必要が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まってくると考えられるため、そのような仕組みを構築していく必要がある。

(6) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施

これまで補助金の交付については行政側の判断に委ねられており、補助金

支出への不透明感を招く大きな要因となっている。税金を財源とする補助金の活用については、市民が判断し、市民が効果等のチェックを行うことが基本である。市民からの視線を考慮すると、独立した組織としての補助金を審査する第三者機関を設置する必要がある。第三者機関は、学識・有識者、市民等で組織することにより、審査の客観性・公平性が確保されるものである。

(7) 交付手続の明確化

申請を受けてからどのような過程を経て、補助金の交付決定に至っているかのプロセスが不透明である。すなわち、補助金交付の基本となる公益性の判断がどのように実施されているのかなどについての情報が不足しているため、市民からみると公平・公正に補助金が交付されているのかわかりにくい。一方、行政としての説明責任を果たすにも不十分である。そこで、交付手続を明確化し、意思決定のプロセスを明らかにする必要がある。また、すべての補助金について補助金等交付規則、補助金交付要綱により、明確に交付根拠を示すべきである。

(8) 合併に伴う類似団体の統合

市町村合併に伴い各市町村の類似の団体については、統合を行い、ゼロベースを基準として補助金交付額を設定する。なお、統合できなかった団体については、事業計画・収支計画のほかに統合できなかった理由と統合予定年度を記載のうえ、交付申請を行う。

2. 部会の取り組み方針

行政改革推進の一環として限られた行政資源の効果的・効率的活用という観点から補助金交付制度の見直しを図る必要がある。

(交付基準の必要性)

部会としては、補助金合理化のあり方として、単に予算削減のみにとどまることなく、補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定することにより、補助金支出の明確化、補助の公平性・公益性・透明性を確保し、公正な審査及び検討を行う必要がある。

(第三者機関による評価)

補助金の基本的運用(公益性、効率性、公平性・公正性、優先性、必要性)がなされているか、補助金の効果の検証を行うため、第三者機関による評価委員会の設置が必要である。

3. 審議結果

審議の結果、補助金交付基準の策定と補助金評価委員会の設置を行った。

新たに補助金の交付基準を策定することにより、個々の補助金の支出目的を問い、補助の必要性が客観的にみて十分認識できるものか、補助の効果が本来の目的である公益性のあるものかなどを審査できるようにした。さらに、

補助金を効果的・効率的かつ適正なものとし、定期的な見直しを行うことにより補助金交付の長期化、既得権化に歯止めをかけるとともに、補助金評価委員会を設置して、事後評価としての検証を行い、実効性のあるものとした。

最後に市においては、現在の補助金の状況を十分認識し、交付基準に基づいた各種補助金の見直しを速やかに図るべきである。また、補助金の見直しは一過性のものでなく、社会経済情勢の変化の中、定期的な見直しが必要である。さらに、これからの市民と市行政の協働を推進するために、新たな市民活動を積極的に支援する公募型の補助金制度を今後導入すべきである。

以上提言する。

(参考)

杵築市補助金交付基準 ([資料1]のとおり)

杵築市補助金評価委員会

構 成 員 5名(発会時においては、行政改革審議会補助金使用料部
会委員の中から選出、その後は再度検討する。)

開催時期 事業年度終了後、前年事業分を評価する。(8月頃)

評価内容 補助金評価シートにより、行政改革推進本部にて検証を
行ったもので、明らかに問題が認められた事業について
意見を求める。

．使用料の見直し

1．見直しの背景

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定、自己責任という枠組みの中では、行政サービス水準と市民負担（税、使用料、手数料等）のバランスを踏まえた財政運営が必要になる。

その中で、市の施設や市のサービスを利用する者と利用しない者の負担のあり方の概念を明確にする必要がある。民間等における類似サービスの提供状況や施設設置やサービス開始時と現在の社会情勢の変化等を常に意識し、市が直接設置又はサービスを継続すべきかどうかや利用者が支払う使用料や手数料について、管理経費の一定区分や割合を維持出来るよう見直す必要がある。

また、本市においては合併により旧市町村の各施設の使用料については、料金設定時間や使用料減免基準がまちまちであるため、同じ市内・同じ使用条件であっても、現状では減免になる地域とならない地域がある。また、施設を「利用する市民」と「利用しない市民」との間に負担の不公平が生じている。このことから、受益者負担のあり方について基準を設定し、見直しを図る必要がある。例えば、スポーツで体育館を利用する場合やサークル活動で会議室を利用する場合など、利用者が維持管理費を負担しなければ市税で負担することになり、利用しない市民も負担することになる。したがって、行政サービスに見合うだけの負担をしてもらうことが不公平感をなくし、ひいては、その歳入でサービスを向上させることができることとなる。

2．部会の取組み方針

本市では上記で述べたとおり料金設定時間や使用料減免基準がまちまちであり、新市として統一した基準を設ける必要がある。

また、これまで政策的配慮により、使用料を無料化してきた施設があるが、受益者負担の観点から有料化の検討をしなければならない。どの施設についても必要なコストは利用者に負担してもらう程度の考えを持つべきでないかと思われる。しかし、市民全体にとって必要な施設だと政策的に判断するならば、施設によっては使用料を低く抑えるという場合も考えられる。

今回の見直しについては、新杵築市として地域間・市民間に不公平感が生じない施設使用料金の見直しを行う必要がある。

3．審議結果

審議結果として、使用料の統一基準方針を設けた。

今回は合併直後のため、「資料2」のとおり基準方針を策定した。

最後に使用料については、民間等における類似サービスの提供状況や施設設置やサービス開始時と現在の社会情勢の変化等を常に意識し、定期的な見直しが必要である。また、市が直接設置又はサービスを継続すべきかどうかや利用者が支払う使用料について、管理経費の一定区分や割合を維持出来るように見直す必要があるとともに、地域間・市民間において、不公平感をなくす使用料に改定すべきである。

以上提言する。

杵築市補助金交付基準

1 目的

この基準は、杵築市が交付する補助金について補助の必要性が客観的に認められるものとなっているか、支出に際し公平性・透明性が確保されているか、補助の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検討、審査し公表することによって、補助金を適正なものとして運用することを目的に策定するものである。

2 定義

この基準において「補助金」とは、本市が団体、個人が行う特定の事務事業等に対し公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、交付先から見返りを求めることなく行う金銭的給付をいう。

「公益上の必要性」・・・公益上必要かどうかを認定するのは長及び議会であるが、この認定は全く自由裁量行為でないことから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

自由裁量・・・法の拘束に対して一定の範囲内で行政の自由な判断や行為が許されること。

3 交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定することとする。

(1) 基本的事項について

ア. 補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。具体的には以下に該当するものとする。

住民自治の向上につながるもの

少子高齢化社会への対策に寄与するもの

市民の福祉・健康の増進が図られるもの

市民の安心で安全な生活に寄与するもの

産業の発展に寄与するもの

環境対策に寄与するもの

市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの

市民のボランティア活動を誘発するもの

市の施策として推進する事業を団体、個人に対して奨励しようとするもの

- イ. 効果が広く市民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと。
- ウ. 行政と市民との協働化社会の構築に向けて役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- エ. 被補助団体等の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- オ. 補助の対象となる経費を明確にすること。このとき、交際費、懇親会費等公益的事業に直結しない経費については対象としない。
- カ. 被補助団体等の事業活動の内容が被補助団体等の目的に合致している。
- キ. 補助金交付に対して費用対効果が認められるもの。
- ク. 原則として補助の限度額を設定する。
- ケ. 補助金の交付に際し、根拠法令の定めがないものについては、規則、要綱等を整備し、補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等を明確にすること。

(2) 補助金の分類

ア. 事業費補助金

特定の事業に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励するために補助金として支出するものである。

補助率を定めるものについては市民との協働の観点から補助率は原則3割以内とすること。

補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。

人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。

補助率・単価を定めずに一定額をもって補助することはしないこと。

単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。

イ. 団体運営費補助金

特定の団体が行う事業に公共性があるか市が認識し、その団体を支援するために補助金を支出するものである。

イ-1 市施策補完型

市の施策を補完するために活動する団体に対し、補助するものである。支援する期間を設定すること。

団体の役割、補助金の算出根拠を明確にすること。

繰越金が多量に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。(繰越金が増加額を上回るもの)

イ-2 団体育成型

団体が経済的に自立するまでの期間、支援するためのものである。

終期を必ず設定すること。

繰越金が多量に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。(繰越金が増加額を上回るもの)

団体の役割、補助金の算出根拠を明確にすること。

ウ． 公共的な事業補助金

本来、市が行う種類の事業について、地域や関係者団体に事業運営を任せたほうが効率的・効果的と思われる場合に、当該事業の運営に係る経費の一部や全部を補助金として支出するものである。

まず事業の廃止、民間委託などの他の支出方法の検討を行い、その上で妥当性を明確にすること。

人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。

エ． 建設的事業費補助金

団体が行う施設等の建設、改修、整備等に係る事業に対する補助である。

支出にあたっては1件ごとの個別審査とする。

市民との協働の観点から補助率は原則3割以内とすること。

ただし、以下の場合にはこれらによらないことができる。

A 国・県等の制度が伴うもの

B 特に推進すべき施策に係るもの（この場合は終期を必ず設定すること）

建設後の運営費の補助は、国・県の制度に基づくものを除き、原則として行わないこと。

オ． サービス格差是正補助金

市民等が特定の行政サービスを希望した場合に、市側の要因によりこれを受けることができず、割高な民間施設等を利用した場合や市内の地域間で行政サービスに差がある場合などで、この格差を是正する目的で支出される補助金をいう。

他市や民間との比較、市民等の自身の負担を勘案して補助率を決定すること。

過度のサービス供給にならないよう上限額を設けること。

カ． 利子補給費補助金

市民等の借入金に係る利子等に対する補助金である。

市民等自身の負担も考慮した利子補給率とする。

常に市民等の利便性の向上につながるよう配慮すること。

(3) 個別基準

ア． 終期の設定

- ・ 毎年度、効果や必要性に照らして見直し、交付にあたっては審査のうえその可否を判断することは当然であるが、個々の団体等に対する補助年限、補助金制度の見直し年限を定め、見直しの実効性を確保する。
- ・ 国や県の制度によるものは、その補助期間をもって終了する。
- ・ 団体の行う事業で大会運営、記念事業については、対象年次に沿って単年度に限って交付する。

- ・市単独における補助金の同一団体への交付は、原則すべて3年を限度とする。(ただし、公益上の必要であれば継続事業とする。)
- ・補助の制度は3年を見直し年限とする。

イ. 補助率の適正化

次のとおり補助率の上限を定めるものとする。また、各種補助金に限度額を定め支出の抑制に努める。

		公的団体	私的団体	個人
国・県の補助を伴うもの		市負担分の範囲		
市 単 独 補 助	事業費補助	3割以内	3割以内	3割以内
	団体運営補助	3割以内	3割以内	
	公共的な事業補助	3割以内	3割以内	3割以内
	建設的事業補助	3割以内	他に補助金を受けている場合はその補助残額の3割以内とする。	
	サービス格差是正	状況に応じて交付		
	利子補給	状況に応じて交付		

社会福祉施設建設費補助金や公共的団体等に対する建設費補助金又は100万円を超える補助金については、交付額の上限設定を行うとともに、補助金交付要綱等のないものについては、すべて作成すること。

ウ. 合併に伴う類似団体の補助金について

市町村合併に伴う各市町村の類似団体の統合については、ゼロベースを基準として補助金交付額を設定する。統合できなかった団体については事業計画・収支計画のほかに統合できなかった理由と統合予定年度を記載して申請を行う。

(4) 補助金対象経費の制限

- ア. 補助金対象経費を明らかにする。(補助金交付申請書に記載される経費は、単に事業費、調査費等とせず、市の支出科目に合わせた経費の内訳で記載する。)
- イ. 事業に係る経費を対象とするものである。(總會費や構成員相互の慶弔費、交際費、飲食費、懇親会費等の団体の運営経費は対象としない。また、補助された団体がさらに他の団体に補助する補助金は対象としない。)

(5) 総額の抑制

- ア. 新規の補助金制度を設ける場合は、スクラップ・アンド・ビルトの原則を踏まえること。
- イ. 補助対象の事業または、団体の予算に占める補助金の割合が10%以下の補助金は原則廃止する。
- ウ. 事業費が全額補助金で賄われている場合は、市事業化を検討する。また、委託的事業も市が事業主体となるべき経費については委託化するなど、経費負担のあり方を再検討する。

- エ． 補助金より繰越金等が多い場合は、当該補助金を一定期間中止する。
 - オ． 10年以上継続している補助金は、特に補助目的、補助内容、補助効果を精査のうえ継続の可否等について判断する。
 - カ． 5万円以下の零細補助は原則廃止する。
- (6) 補助金の評価基準
- ア． この基準に基づく補助金の全面的な見直しは、別に定める評価基準により行う。
 - イ． 見直しにあたっては、補助金評価委員会を設置し、補助金を評価する。
 - ウ． 国や県の財源を伴うものについて制度変更があった場合には、評価基準によらず、その時点で補助金の存続性も含め見直しを行うものとする。
- (7) 補助金の効果等の検証
- ア． 補助金の効果、使途の適正、事業内容について、補助金評価シートにより検証を行う。
 - イ． アにより明らかに問題が認められた場合は、補助金評価委員会に意見を求める。
- (8) 情報公開
- 補助金の使われ方については、広く市民に周知すべく広報誌やホームページ等により、補助金の内容や金額について公表する。
(但し、個人を対象とした補助金等については、交付先である個人の公表は差し控える。)

杵築市使用料基準方針について

1. 施設使用料金の時間単位の統一を図る。
 (現状、施設によって時間単位や半日単位設定になっており、同種施設については統一しなければならない。但し、合併直後のため、基本的には現状の料金を時間単位で算出する。)

2. 減免基準の明確化を図る。
 (減免基準)

減免をする場合	減免の率
1. 市が主催する行事に使用するとき。	全 額
2. 市が共催する行事に使用するとき。	100 分の 70
3. 児童、生徒が学習活動の一環として使用するとき。	全 額
4. 社会教育関係団体及び福祉団体等がその目的のために使用するとき。(行政区の総会、役員会等を含む)	100 分の 50
5. 地震、火災、水害等の発生により、行政財産を応急収容施設として使用させるとき	全 額

市から補助金を交付されている団体については、減免措置を行わないことを検討する。

3. その他

使用料を無料にしている施設(市民に施設を貸す施設すべてを対象)を有料化する。

市外者が使用する場合は、使用料の 100%を加算する。

営利を目的として使用する場合は、使用料の 200%を加算する。

施設管理経費や行政サービスは利用者が支払う料金以外は税で賄われることを勘案して、使用料については 3 年毎に例外なく見直す。

使用料金の見直しについては、地域間・市民間で不公平感が生じないような料金算出方法を設定し、平成 18 年度中に全施設の使用料の見直しを行う。

平成 18 年 3 月 27 日

杵築市行政改革審議会
会 長 奥 田 憲 昭 殿

組織・人的な視点に立った「横断的な組織体制の推進」について審議しましたので、その結果を次のとおり報告します。

杵築市行政改革審議会人事給与部会

部会長	元 島 三 男
委 員	長 木 英 俊
〃	手 嶋 昭 子
〃	浜 野 重 雄
〃	藤 本 治 郎
〃	三 浦 浩 二
〃	吉 田 圭 介

1. 現行の人事・給与制度改革について

杵築市の給与制度は、これまで国公準拠を基本にしてきたが、財政改革の一環として18年度から4年間、一般職員に対して基本給を5%削減する。(特別職報酬は市長10%、助役・教育長5%の削減。平成21年10月までの任期期間)また、本年度、国は人事院勧告に基づく給与構造改革を実施することから、本市においても平成18年度に給与制度の改正を行う。改正内容は、中高齢者の給与水準の抑制と能力主義への移行を目指した改正である。

人事については、これまで評価制度を導入していないが、今後国が策定する公務員制度改革を基本に、住民サービスの向上・職員の意欲喚起、また求められる人材育成のための基本方針を策定し、人事評価も含めた人事に取り組むことを検討している。

2. 人事給与部会の取組み方針

当部会においては、その範囲が非常に広範にわたることやその内容が専門的であることから、給与・人事評価、組織・機構の課題や方向性について検討を行った。

3. 審議結果

(給与・人事評価について)

(課題)

現状では、年功序列の給与体系であるがため、ほぼ一律に昇任する。その結果、「やってもやらなくても同じ」という閉塞感が広がり、仕事をする者としていない者との格差が広がっており、職員の仕事に対する意欲が削がれる恐れがある。

(審議結果)

- ・職員が意欲を持てるような抜本的な給与体系制度の変更が必要である。そのためには、民間と同様に成果主義を導入して給与に差をつけるべきである。
- ・評価制度(成果主義)導入に際しては、適正な評価ができるようなシステムの構築が必要である。個々の目標に対しての評価を行う訳であるが、評価に走りすぎ、自分の分野のみを行い全体が見えなくなり、組織として機能しない恐れがあるので、横との連携を取りながら、成果+過程+行動を適切に評価できる制度の導入が必要である。
- ・評価しづらい業務については、作業には必ず目的があるので、その作業(業務)に対する目標を定め、目標実現のために必要な手段を考え、実施することにより、業務機能の整理・改善に基づいた評価を行う。
- ・課長昇任制度の導入を図り、職員のやる気を起こさせる。

以上を踏まえて、給与・人事評価については、国における公務員制度改革を視野に入れながら、杵築市の地域性等を考慮した取組みを行うべきである。
以上提言する。

(組織・機構について)

(課題)

現在、合併協議会での確認事項である「分庁舎・総合支所方式」を採用しているが、多くの課・係がラインで仕事を行っているため、「分庁舎・総合支所方式」や「縦割りの組織」による弊害が出てきており、そのことから住民サービス低下の恐れがある。また、現在の7部37課体制(山香病院と広寿苑を除く)では、議会事務局、秘書課、委員会等を除くと職員10人未満の課が14課もあり、限られた人数を有効に活用していない。

(審議結果)

平成22年までの定員管理の適正化計画の中で、「本庁支所方式」への転換と部長制の廃止による組織の縮小と定員の大幅な削減を図るという目標があるが、合併後5ヶ月経過し、合併前では予測できなかった問題点等が生じてきている。その中で、庁舎の分散化による市民サービスの低下や事務の非効率化が表れている。特に役所内においては、忙しい課とそうでない課との業務量の差が大きく、住民サービスへの支障もきたしている状況から、職員が横断的に動ける組織づくりを目指す必要がある。

当部会では、市民の利便性、事務の効率化等を検証した結果、住民本位の質の高い行政サービスを提供するためには、組織を簡素で効率的にし、市民にわかりやすく利用しやすい組織に改編していくべきであると考えます。また、様々な課題に対して迅速、かつ横断的に動ける組織体系づくりが必要である。そのためには、合併協議会での確認事項である「分庁舎・総合支所方式」を早期に「本庁支所方式」に変更すべきである。

また、行政需要・市民ニーズが多様化する現在において、行政としての役割を終えたものや民間に肩代わりが可能な事業については、積極的に民間活力を導入すべきである。当市においては、特別養護老人ホーム「瑞雲荘」をサービスの質を維持しながら、職員の身分保証と資産の取扱いを十分に協議し、早期民営化へ向けて検討すべきである。

以上提言する。

杵築市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進を図るため、杵築市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部員をもって組織する。

- 2 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は市長を、副本部長は助役をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、あらかじめ調査審議するため本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事は、本部の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 幹事会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、総務部総合政策課長の職にある幹事が招集し、議長となる。

- 2 幹事会は、本部長の指示した事項を審議する。

(事務)

第8条 本部及び幹事会の事務は、市長が定める職員が行う。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

別表第 1

市長、助役、収入役、教育長、総務部長、市民生活部長、産業建設部長、福祉保健部長、山香振興局長、大田振興局長、議会事務局長、教育次長、市立山香病院長

別表第 2

総合政策課長、総務課長、財政課長、秘書課長、税務課長、市民課長、生活環境課長、上下水道課長、商工観光課長、農林課長、耕地水産課長、建設課長、山香振興課長、大田振興課長、福祉課長、子育て支援課長、健康推進課長、瑞雲荘施設長、管理課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ振興課長、会計課長、市立山香病院事務長

杵築市行政改革の推進体制

